

京都市職員（精神保健福祉センター医師）＜非常勤＞採用選考案内

令和7年1月

京都市

この度、京都市では、下記のとおり、精神保健福祉センター医師＜非常勤＞を募集します。

記

「随時勤務（月1回程度）」又は「週1～3日勤務」のいずれかの勤務形態を選択できます。

1 随時勤務（月1回程度）

(1) 職務内容

精神障害者保健福祉手帳等の審査

(2) 勤務条件等

14,000円／回

1回当たり2～3時間の勤務

2 週1～3日勤務

(1) 職務内容

精神保健福祉センターとしての機能を持つ京都市こころの健康増進センターにおける以下の業務（勤務日数、役職等に応じて次の業務のいずれかを行います。）

- 精神障害者保健福祉手帳等の審査、精神科病院実地指導に関すること
- 精神保健福祉法による入院措置・解除・移送等に関すること
- 自殺対策・依存症・精神医療審査会等に関すること
- 精神科一般外来に関すること
- 精神科デイ・ケア診療に関すること
- こころの健康増進センター所長の補佐（参事のみ）等

(2) 勤務条件等

ア 報酬

役職	勤務日数	報酬月額
参事	3日／週	558,900円
	2日／週	372,600円
	1日／週	186,300円
専門官	3日／週	470,000円
	2日／週	313,400円
	1日／週	156,700円

※ 役職は、医師の経験年数等に応じて決定します。

※ 別途、通勤費の支給あり。

イ 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分

ウ 任用期間

原則、一年間（更新あり）

エ 休日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

オ 休暇（勤務日数に応じて付与）

年次休暇、特別休暇（結婚休暇、服喪休暇等）、介護休暇等

（参考）年次休暇		
役職	勤務日数	付与日数※
参事 専門官	3日／週	12日
	2日／週	8日
	1日／週	4日

※ 年次の途中から採用された場合は、任用期間に応じた日数を付与

○ 随時勤務と週1～3日勤務との共通事項

(1) 採用予定日

随時

(2) 年齢要件

なし

(3) 資格要件

採用時点で医師免許を有する者（精神科医）

(4) その他の要件

ア 地方公務員法第16条に定められている次の各号のいずれにも該当しない者

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 京都市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 国籍は問いません。ただし、「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、京都市では、日本国籍を有しない方については、次の①以外の業務及び②以外の職に就いていただくこととしています。また、昇任についての考え方は③のとおりです。

① 「公権力の行使」に該当する業務

- ・市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- ・市民に対し一方的に義務や負担を課することとなる業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）

② 「公の意思形成への参画」に該当する職

京都市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当します。

③ 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

(5) 選考方法

口述試験（個別面接）を実施し、可否を決定します。

(6) 応募・照会先

京都市保健福祉局こころの健康増進センター

〒604-8845

京都市中京区壬生東高田町1番地の20 COCO・てらす内

電 話 075-314-0355

FAX 075-314-0504